

麻 薬 小 売 業 者 免 許 申 請 の 注 意 事 項

麻薬小売業者免許には有効期間があります。(薬局の有効期間とは異なります。)
 免許の有効期間は許可を受けた日から翌々年の12月31日までになります。
 麻薬小売業者免許の有効期間が過ぎると、麻薬処方せんによる調剤ができません。
 麻薬処方せんの取扱いがある場合は、必ず免許の申請手続きをしてください。

1 申請受付場所

東京都足立区中央本町1-5-3
足立区足立保健所生活衛生課 医薬衛生係 電話 03-3880-5362

2 提出書類 《すべてA4判で作成してください。》

書 類		提出部数	記 載 上 の 注 意
免許申請書 (手数料 4,600 円(現金)) H26.4.1 現在		1	(1)薬局開設許可年月日には、薬局の有効期間の始期を記載 (2)申請者の欠格条項(1)～(3)に当該事実がないときは「なし」と記載 (法人の場合は「全員なし」と記載) (3)申請者の欠格条項(4)(5)に当該事実がないときは「いいえ」と記載 (法人の場合は「全員いいえ」と記載)
添 付 書 類	1 店舗の平面図	1	★前回申請時と同じ場合は、省略可能 ※前回申請時から変更した場合に添付 (薬局の平面図に麻薬保管庫の位置を明記)
	2 麻薬保管庫の立体図	1	★前回申請時と同じ場合は、省略可能 ※前回申請時から変更した場合に添付 寸法、鍵の状態、材質、固定方法(重量金庫の場合は重量)を明記 麻薬保管庫・・・引出し、ロッカーは不可。麻薬専用であること。 ・鍵は2ヶ所以上でかかること(ダイヤルと鍵でも可) ・スチール以上の強度のある材質であること(木製は不可) ・保管庫の内側から固定してあるか、移動不可能な重量であること
	3 申請者が法人の場合、麻薬関係業務を行う役員を明示した組織図又は業務分掌表	1	(1)役員全員の氏名と業務分担を記入し、 麻薬関係業務を行う役員を明示 すること。 (2)代表者の記名によって証明されたものであること。 (作成方法は別紙作成例参照)
	4 申請者の診断書 (申請者が法人の場合は、麻薬関係業務を行う役員全員分)	1	『精神障害・麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者ではない。』ことを証するもの(様式例参照)です。 診断書の 有効期限は診断後1か月以内 とします。
任 意	5 新免許証送付用レターパック	1	新しい免許証の郵送を希望する場合は、ご持参ください。

3 添付書類を省略するときの注意事項 《添付書類を省略するためには条件があります》

(1) 店舗の平面図と麻薬保管庫の立体図を省略する場合

前回申請時から変更がない場合や、構造設備変更時に変更届を提出している場合は省略できます。申請書の備考欄に『構造設備変更なし』と記載してください。(別紙記載例参照)

(2) 申請者の診断書を省略する場合

区内に同一法人(又は個人)が開設する薬局が複数あり、同一時期に複数の薬局で麻薬小売業者免許申請を行う場合、一方に診断書の原本を添付すれば、他方は省略できます。省略した申請書の備考欄に『診断書の原本は、○月○日に提出した下記店舗の申請書に添付』と記載し、原本を提出した店舗の名称・所在地を記載してください。(別紙記載例参照)

業務の廃止、業務所の移転、その他変更等があるときは、必ず、あらかじめ上記申請受付場所にご連絡ください。

免 番 号	
-------------	--

東京都の記載欄なので記載しないでください

<記載例>

麻薬小売業者免許申請書

麻薬業務所	所在地	〒120-0011 東京都足立区中央本町1-5-3		
	名 称	足立薬局 Tel 3880-5362		
薬局開設許可の番号		4 足足保生薬収第XXX X号	薬局開設許可年月日	令和5年1月1日
申請者（法人にあってはその業務を行う役員を含む。）の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取消されたこと。			法人の場合 「全員なし」
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であったこと。			法人の場合「全員いいえ」
	(5) (4)に規定する者に事業活動を支配されていること。			
備 考	構造設備変更なし → 前回申請時に提出したものと変更がない場合、構造設備変更時に変更届を提出している場合に記入してください（添付書類1、2が省略できます）			
	診断書の原本は〇月〇日に提出した下記店舗の申請書に添付 店舗名称：足立北薬局 店舗所在地：東京都足立区中央本町1-17-1 → 区内に同一法人（又は個人）の開設する薬局が複数あり、同一時期に申請を行うため、診断書を省略する場合記入してください			
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。				
令和 年 月 日 → 提出日を記入してください				
住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）				
開設者住所・氏名を記入してください				

法人の麻薬小売業等の業務を行う役員の届出について

麻薬及び向精神薬取締法では申請者（薬局開設者）が法人であるときは、その「業務を行う役員」を届け出なければなりません。

法人の役員が複数おり、業務ごとに担当役員を定めている場合は、麻薬及び向精神薬取締法に関する業務を行う担当役員を画定（限定）することができます。

その場合、各役員の担当業務を明示した組織図又は業務分掌表の添付が必要です。

<組織図又は業務分掌表の作成例>（用紙はA4判で作成してください。）

株式会社 足立薬局 の役員業務分掌表	
足立一郎（代表取締役 会長）	足立花子（取締役・薬局経営担当）
足立太郎（代表取締役 社長）	足立次郎（取締役・企画部長）
	足立五郎（取締役・総務・人事担当）
	足立六郎（非常勤取締役）

☐ 内が麻薬小売業の業務を行う役員であることを証明する。

令和 年 月 日

東京都足立区中央本町 1—5—3
株式会社足立薬局
代表取締役 足立 太郎

<注意>

- ・役員名は申請・届出時におけるすべての役員（監査役を除く）を記載して下さい。
- ・代表者の記名が必要です。

《参考》法人の業務を行う役員の範囲は、旧厚生省薬務局企画・審査課長連名通知で次のように示されています。

【法人の業務を行う役員の範囲】

- ・株式会社（特例有限会社を含む）：会社を代表する取締役及び医薬品医療機器法の許可に係る業務を担当する取締役。ただし、委員会設置会社にあつては、代表執行役及び医薬品医療機器法の許可に係る業務を担当する執行役。
- ・合名会社の場合：定款に定めがないときは社員全員
- ・合資会社の場合：定款に定めがないときは無限責任社員全員
- ・合同会社の場合：定款に定めがないときは社員全員
- ・民法法人・協同組合等の場合：当該許可業態に係る業務を担当する理事
- ・外国会社の場合：日本における代表者（商法第479条にいう代表者）